

袖ヶ浦市情報公開条例の一部改正（案）について

1 条例改正の背景

本市の情報公開制度は、市民の「知る権利」を尊重し、公文書の公開を請求する権利を保障するとともに、市政について市民に説明する責務を全うし、市政への市民参加を促進することにより、公正で開かれた市政の推進に資することを目的として、平成11年に袖ヶ浦市情報公開条例（平成11年条例第1号。以下「条例」という。）を制定し、以来、公正で開かれた市政の実現に不可欠な基盤として重要な役割を果たしてきました。

情報公開制度は、主権者である市民にとって重要な制度であることから広く保障されなければならない、原則として、情報公開請求は請求目的によらず広く認められています。

しかしながら、情報公開請求権を濫用的に行使し、自治体の通常の事務処理能力を著しく超える大量の公文書について短時間で集中的に公開請求が繰り返されるなどの事案により、その対応に多くの時間と労力を費やす自治体が多く見られます。

濫用的な請求は、制度本来の趣旨を逸脱し行政運営に深刻な影響を及ぼすとともに、他の市民の適正な利用の機会を阻害するおそれがあります。

このような状況を踏まえ、条例が掲げる目的を引き続き堅持するとともに、市民一人ひとりが制度を公平かつ円滑に利用できる環境を将来にわたって維持するため、制度の見直しを図る必要があることから、条例の一部を改正しようとするものです。

2 条例改正の目的

今回の条例改正は、情報公開制度の趣旨を維持しながら、過度または不適切な利用によって行政機能に支障をきたす事態を未然に防止し、制度の適正かつ円滑な運用を確保することを目的としています。

3 条例改正の内容

(1) 開示請求権の濫用禁止規定の新設

ア 開示請求権の濫用について

権利の濫用とは、一般的に、「形式上、権利の行使としての外形を備えるものの、その具体的な状況と実際の結果とに照らしてみると、その権利本来の目的内容を逸脱するために正当な権利の行使として認めることができないと判断される行為」（内閣法制局法令用語研究会編「法律用語辞典」（有斐閣））とされています。

情報公開制度における濫用的な公開請求の例には、次のようなものが考えられます。

- ① 正当な理由なく、対象文書の公開を受けずに請求を繰り返すことや、既に公開した同一文書への請求を繰り返す場合
- ② 行政の停滞や何らかの要求を目的とした請求である場合
- ③ 大量の文書を請求した上、対象文書の特定が不十分であり、請求内容の補正にも応じないなど、行政機関をいたずらに疲弊させる請求である場合
- ④ 公開請求の名目で職員を恫喝する、説明を強要する、特定の個人等を誹謗中傷するなど、情報公開と直接関係のない事柄を主たる目的とし、害意を持った請求である場合
- ⑤ 公開請求によって得た情報を不適正に使用のおそれがあると明らかに認められる場合

イ 権利の濫用禁止規定新設の考え方

公開請求が権利の濫用と認められるかどうかについては、一般法理により判断されていますが、条例に濫用禁止を規定することで、情報公開請求権の本来の目的や趣旨を逸脱した利用を防ぎ、情報公開制度の適正な運用を図ろうとするものです。

◆ 具体的には、以下のような規定を加えることを検討しています。

(開示請求権の濫用禁止)

この条例に基づく公文書の公開を請求する権利は、これを濫用してはならない。

ウ 権利の濫用の判断

国は権利の濫用に当たるか否かの判断は、「公開請求の態様、公開請求に応じた場合の行政機関の業務への支障及び市民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるかどうかを個別に判断する」こととされ、「行政機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等公開請求権の本来の目的を著しく逸脱する公開請求は、権利の濫用に当たる」としています。

市においても、国の考え方に準じて運用していきます。

【参考】裁判例

- 東京高等裁判所 平成15年3月26日判決 平成14年(行コ)第289号
(以下、判例要旨を抜粋)

ア 開示請求の内容

「平成9、10、11年度国庫補助金を受け入れた事業の経費の使途が明らかになる書類」(本件文書)及び「福祉局以下各課が保管する預金、貯金口座の通帳等」の公開請求(本件公開請求)

イ 被控訴人（行政側）の主張

以下を理由として、本件公開請求のうち本件文書に係る請求部分をすべて却下する旨の決定をした。

- ① 本件公開請求の対象文書が十分に特定されておらず、かつ、補正を拒否されたこと。
- ② 条例の趣旨・目的を逸脱した権利の行使であること。
- ③ 条例上の公開請求権に基づくとしても、通常業務への影響を考慮し、また過去の請求事例等と比較すると、一般法理に照らして、適正な権利の行使に当たらないと判断されること。

ウ 裁判所の判断

- ・ 被控訴人は、2度にわたり、公開・非公開決定を延長する旨を通知し、控訴人に対し、本件公開請求に係る文書が量も多く、請求の範囲が広範で、文書の特定が困難となっているため、本件公開請求に係る文書を特定するための確認作業を依頼し、抽出請求等を検討できないか提案した。しかし、控訴人は、予算執行等のチェックをするために、本件公開請求に係る文書を公開するよう求め、確認作業には応じなかった。
- ・ 本件公開請求に係る文書は、会計規則に基づいて作成されるすべての書類を指すものと解され、執行同等の決裁文書は、1万4000件であり、3年度分の支出手続に関する書類は膨大な数に達するものと推認される。
- ・ 控訴人の公開請求の目的は、対象文書を一定範囲に限定すること等によってもある程度達成できると考えられる。
- ・ 情報公開請求権は市民の権利として尊重、擁護されなければならないが、その権利行使は、無制約のものではなく、あくまで、条例の趣旨、目的に則って正当に行使されるべきものであると思料される。
- ・ 以上のことから、本件公開請求は、公開請求権を濫用したものであるとして、その全部の請求が許されないというべきである。

(2) その他

権利の濫用禁止規定を新設するほか、費用負担の見直しも実施する予定です。

(2) その他に記載する、費用負担の見直しについては、袖ヶ浦市パブリックコメント手続実施要綱第3条第2項に該当するため、パブリックコメント手続きの対象としません。

4 今後のスケジュール

令和7年10月 1日～10月31日まで パブリックコメント

令和8年 2月中旬 令和8年3月議会定例会上程（予定）

4月 1日 公布（予定）

7月 1日 施行（予定）